

# 岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第40回）

日時：令和3（2021）年5月14日（金）

20:00～

場所：県庁3階 大会議室

## 議事次第

1 開会

2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第40回）出席者

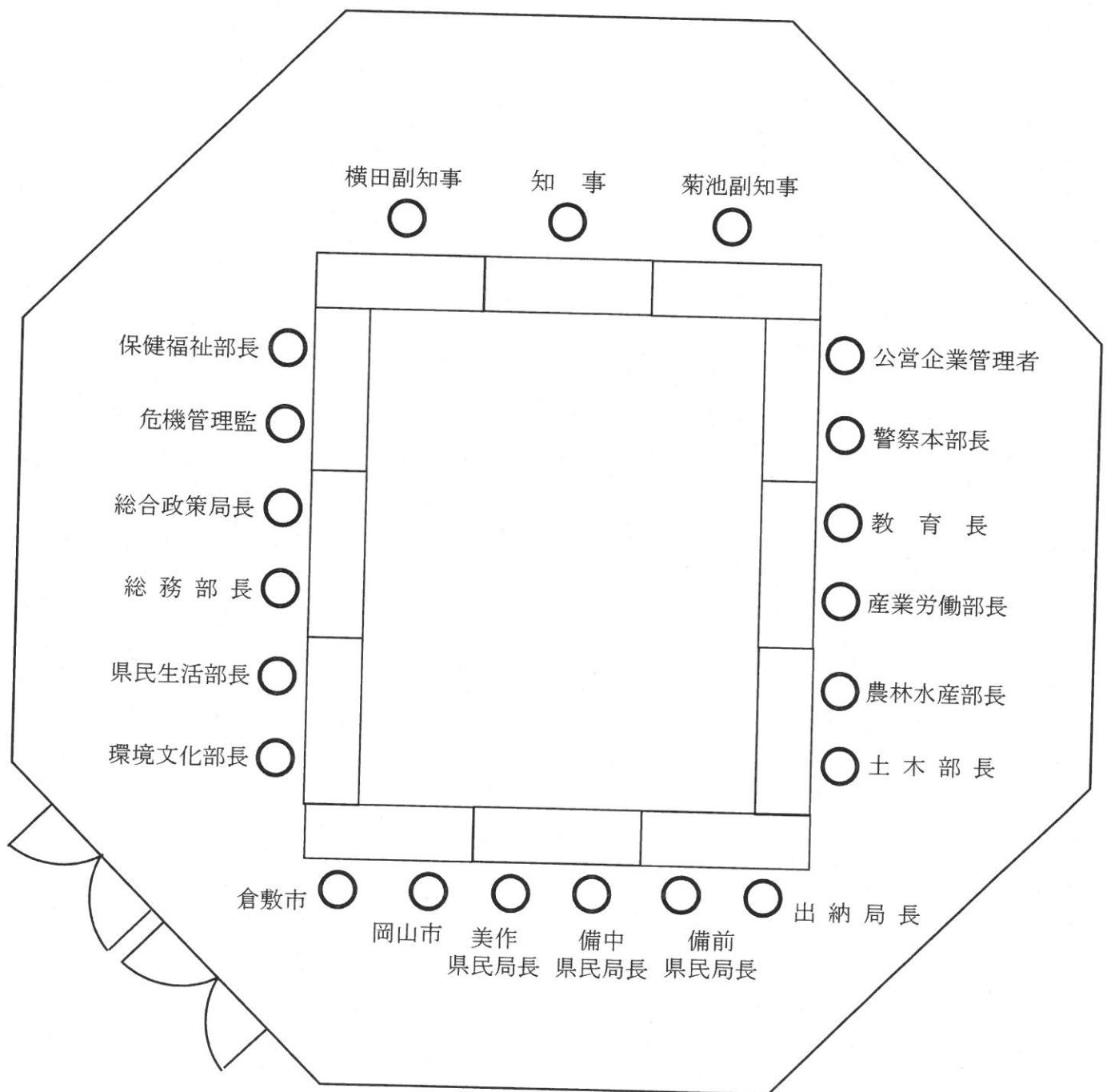
日時：令和3(2021)年5月14日（金）

20:00～

場所：県庁3階 大会議室

出席者	備考
知事	本部長
副知事	副本部長
副知事	〃
危機管理監	本部員
総合政策局長	〃
総務部長	〃
県民生活部長	〃
環境文化部長	〃
保健福祉部長	〃
産業労働部長	〃
農林水産部長	〃
土木部長	〃
出納局長	〃
備前県民局長	〃
備中県民局長	〃
美作県民局長	〃
公営企業管理者	〃
教育長	〃
警察本部長	〃
岡山市保健福祉局長	本部員以外
倉敷市保健福祉局参与	〃

# 岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



## 資料

### 新型コロナウイルス感染症対策について

#### ○ 保健福祉部関係

- ・県内の感染状況
- ・緊急事態措置

#### ○ 産業労働部関係

- ・時短要請協力金、大規模集客施設協力金

#### ○ 教育委員会関係

- ・緊急事態宣言発出を受けた県立学校における対応について

## 県内の直近1週間の感染状況

国のステージ判断の指標：5/6～5/12

入院医療病床 使用率	重症者用病床 使用率	療養者数 (10万人当たり)	PCR 陽性率	新規陽性者数 (10万人当たり)	感染経路 不明割合
75.0%	60.4%	69.2人	10.3%	54.97人	58.6%

ステージIV

ステージIV

ステージIV

ステージIV

ステージIV

ステージIV

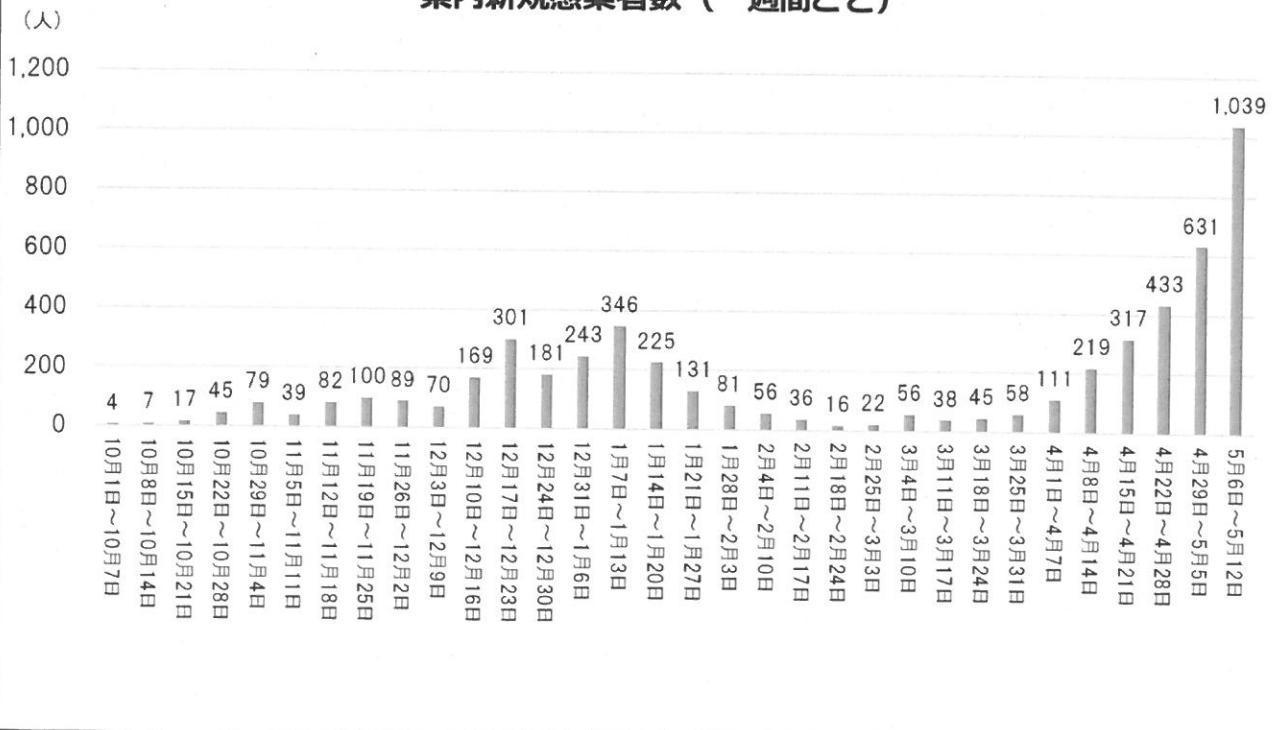
(県全体及び岡山市・倉敷市の新規陽性者数の状況)

※県の試算による

	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	計	新規陽性者数 (10万人当たり)
県全体	114	129	189	151	137	133	186	1,039	54.97
岡山市	73	93	118	87	83	89	114	657	91.14
倉敷市	35	28	54	48	40	14	48	267	56.11

(参考) 大阪府: 69.70 福岡県: 62.50 北海道: 54.02 兵庫県: 50.13 愛知県: 45.87 広島県: 41.05 京都府: 35.42

### 県内新規感染者数（一週間ごと）



2021年4月23日  
2021年4月30日改訂  
2021年5月12日改訂  
2021年5月14日改訂

## 新型コロナウイルス感染症変異株緊急事態に対する協力要請 (ステージIV)

急速に感染が拡大し、ステージIVに到達し、新型コロナウイルス感染症拡大を阻止するため、県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、県民、事業者等に対し、以下のとおり協力要請する。

15 土

I 期 間 令和3年5月14日（金）から5月~~31~~日（月）まで

### II 岡山市及び倉敷市全域における協力要請

#### 1 飲食店等に対する協力要請

- （1）食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗（テイクアウト、デリバリーを除く。カラオケボックスを含む。）については、営業時間を午前5時から午後8時までに短縮すること。
- （2）酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）は、終日行わないこと。
- （3）アクリル板等（パーテーション）の設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスクの推奨、換気の徹底を行うこと。
- （4）飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の使用を自粛すること。
- （5）その他、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。

#### 2 大規模な集客施設（別表）への協力依頼

- （1）人流抑制の観点から、大規模な集客施設（生活必需品を取り扱う売り場を除く。）について、午後8時までの営業時間短縮に協力すること。
- （2）酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）は終日行わないこと。
- （3）カラオケ設備の使用を自粛すること。
- （4）施設内外に混雑が生じることがないよう、入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知すること。

### III 岡山県全域における協力要請

#### 1 県民への協力要請

- （1）日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。
- （2）黙食や個食、会話の際のマスク着用などの感染予防を徹底すること。
- （3）路上・公園等における飲酒を自粛すること。
- （4）バーベキューなど屋外における大人数による飲食を自粛すること。

- (5) 地域で集まって行う会食やカラオケなどは自粛すること。
- (6) 業種別ガイドライン等を遵守していることが確認できない施設・店舗等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控えること。
- (7) 県外との不要不急の往来は極力控えること。また、帰省・旅行、不特定多数が集まる場（イベント、集客施設等）に行くことは慎重に検討すること。特に、体調に不調を感じている場合は、帰省や旅行等を厳に控えること。
- (8) 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の実践を徹底すること。
- (9) 軽い風邪の症状（倦怠感、咽頭痛等）がある場合は、発熱がなくても、かかりつけ医や診療・検査医療機関等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること。

## 2 イベント主催者への協力要請

- (1) 県外又は県内全域から参加が見込まれるイベントを自粛すること。
- (2) 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること。
- (3) イベント、催物等の開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期を検討すること。
- (4) マスクの着用、手指消毒、換気、大声禁止、会場での飲食制限を徹底すること。
- (5) 参加人数制限（人数上限：5,000人、収容率：大声無100%以内、大声有50%以内）の遵守や入場整理の強化等により密集回避・感染防止策を徹底すること。
- (6) イベント開催前後の直行・直帰を呼びかけること。
- (7) チェックリストを活用して自己点検を徹底すること。

[\(https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html\)](https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html)

## 3 大規模な集客施設（別表）への協力依頼

施設内外に混雑が生じることがないよう、入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知すること。

## 4 事業者への協力要請

- (1) 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に努めること。
- (2) 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止のための取組を行うこと。
  - ・手洗い、手指消毒及び咳エチケットを行うこと。
  - ・職員同士の距離を確保すること。
  - ・事業場の換気を励行すること。
  - ・複数人が触る箇所を消毒すること。
  - ・体調に不調を感じている従業員の出勤を自粛すること。
  - ・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせるなどの措置を行うこと。
  - ・寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること。
  - ・会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を自粛すること。（業務上必要で延期が困難なもの、オンラインによる開催は除く。）

(3) チェックリストを活用して自己点検を徹底すること。

(<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>)

## 5 飲食店等への協力要請

- (1) アクリル板等（パーテーション）の設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスクの推奨、換気の徹底を行うこと。
- (2) 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の使用を自粛すること。
- (3) その他、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。

## 6 学校への協力要請

- (1) 感染状況を踏まえ、学生・生徒・児童へ「県民への協力要請」を周知すること。
- (2) 学生・生徒・児童の部活動、課外活動における感染リスクの高い活動については、制限又は自粛を行うこと。
- (3) 学生寮における感染防止対策を徹底すること。

## 7 高齢者施設・医療施設等への協力要請

- (1) 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること。
- (2) 面会は原則禁止することとし、オンラインなどを活用すること。
- (3) 職員の日々の健康管理を徹底すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと。

## 8 コロナ患者を受け入れていない医療機関への協力要請

- (1) 臨時転換型重症病床への医療従事者の出向について、可能な限り協力すること。
- (2) 隔離解除されたが引き続き入院が必要な患者の転院を受け入れること。
- (3) コロナ患者の病床を整備すること。

## 9 コロナ患者を受け入れている医療機関への協力要請

- (1) 救急医療をできる限り維持した上で、中等症病床を可能な限り増床すること。
- (2) 重症病床を有する医療機関は重症病床を可能な限り増床すること。
- (3) コロナ患者の受け入れに支障が生じる場合においては、医師が延期できると判断した入院・手術を一時停止すること。

岡山県  
新型コロナウイルス感染症  
緊急事態措置

2021.5.14

内容は国との調整により  
今後若干の変更の可能性があります。

# 岡山県 新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置

- ① **区域** 岡山県全域  
② **要請期間** 5月16日(日)～5月31日(月)

## 県民の皆様へ

【特措法第45条第1項に基づくもの】

- 日中も含め不要不急の外出・移動は自粛すること
- 感染対策力が徹底されていない飲食店等や、休業要請または営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- 県外との不要不急の往来は極力自粛すること
- 個食や黙食、会話の際のマスク着用などの感染予防を徹底すること
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動(は行わないこと

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 大人数のバーベキュー、地域で集まって行う会食やカラオケは自粛すること
- 「新しい生活様式」の実践の徹底

## ●飲食店等への要請（県内全域）

対象施設	期間	実施内容
【遊興施設】接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】結婚式場	令和3年5月16日（日）から5月31日（月）まで	<p>（特措法第45条第2項に基づくもの）命令、過料の規定あり</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○営業時間の短縮 (通常20時を超えて営業している店舗は営業時間を5時～20時までに短縮)</li><li>○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を取り止める場合を除く）は休業要請</li><li>○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）</li><li>○アクリル板、パーテーションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置</li><li>○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条第1項各号の措置 (特措法第24条第9項に基づくもの)</li><li>○業種別ガイドラインの遵守を徹底</li></ul> <p>※結婚式場については、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいすれか小さいほう）で開催をお願いします。</p>

△ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（特措法第24条第9項に基づく）

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間の短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類またはカラオケ設備の提供は停止を要請。

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

2 集客施設等への要請等【特措法第24条第9項に基づく】

施設の種類	内訳	要請内容	
		床面積が1000m <sup>2</sup> 超	床面積が1000m <sup>2</sup> 以下
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>平日は5時から20時までの営業時間短縮</li> <li>土日祝日の休業</li> </ul> <p>※いずれも、生活必需物資の小売り関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く</p>	<p>[働きかけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5時から20時までの営業時間短縮</li> </ul> <p>※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入場整理を行うこと</li> <li>酒類提供(利用者による酒類の店内持込を含む。)及びカラオケ設備の使用自粛</li> </ul>
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場 ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント等を開催する場合は、イベント等の開催要件(人数上限、収容率、20時までの営業時間短縮)を遵守</li> </ul> <p>[働きかけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入場整理を行うこと</li> <li>酒類提供(利用者による酒類の店内持込を含む。)及びカラオケ設備の使用自粛</li> </ul>	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝ち馬投票券発売所 等		
サービス業 (生活必需サービスを営む店舗を除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等		

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧			
3 イベント関連施設への要請等【特措法第24条第9項に基づく】			
施設の種類	内訳	要請内容	備考
		床面積が1000m <sup>2</sup> 超	床面積が1000m <sup>2</sup> 以下
劇場、映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム、ライブハウス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>平日は5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催の場合も含む）</li> <li>土日祝日の休業</li> <li>人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内</li> </ul> <p>〔働きかけ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入場整理すること</li> <li>酒類提供（利用者による酒類の店内持込を含む。）及びカラオケ設備の使用自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント開催の場合は20時までの営業時間短縮</li> <li>人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内</li> </ul> <p>〔働きかけ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮</li> <li>入場整理すること</li> <li>酒類提供（利用者による酒類の店内持込を含む。）及びカラオケ設備の使用自粛</li> </ul>
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等		
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る） 旅館（集会の用に供する部分に限る）		
運動施設 (屋外施設等) 遊技施設	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地等	<ul style="list-style-type: none"> <li>平日は5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催の場合も含む）</li> <li>土日祝日の休業</li> <li>人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内</li> </ul> <p>〔働きかけ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入場整理を行うこと</li> <li>酒類提供（利用者による酒類の店内持込を含む。）及びカラオケ設備の使用自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内</li> </ul> <p>〔働きかけ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イベント開催以外の場合も含め20時までの営業時間短縮</li> <li>入場整理を行うこと</li> <li>酒類提供（利用者による酒類の店内持込を含む。）及びカラオケ設備の使用自粛</li> </ul>
博物館等	博物館、美術館等		
葬祭場	葬祭場	<p>〔協力依頼〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>酒類提供の自粛</li> </ul>	

※無観客開催の場合は、休業及び営業時間短縮対象外

※オンライン配信の場合は、休業及び営業時間短縮要請対象外

●各団体等に特にお願ひしたいこと（特措法第24条第9項に基づく）

＜事業者の皆様への協力要請＞ \*実施状況を積極的に公表してください

- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減に向け取り組むこと
- 出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に努めること
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）を夜間消灯すること
- 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止のための取組を行うこと
- ・手洗い、手指消毒及び咳工チケットを行うこと
- ・職員同士の距離を確保すること
- ・事業場の換気を励行すること
- ・複数人が触る箇所を消毒すること
- ・発熱等の症状が見られる従業員の出勤を自粛すること
- ・昼食での感染防止のため昼休み等の休憩時間に幅を持たせること
- ・社員食堂などの感染防止のため、座席数を減らす措置を行うこと
- ・寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること
- 会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を自粛すること（業務上必要で、延期が困難なものやオンラインによる開催を除く）

＜学校への協力要請＞

- 学生・生徒・児童に「県民への協力要請」を周知すること
- 学生・生徒・児童の部活動、課外授業における感染リスクの高い活動は制限や自粛をすること
- 学生寮における感染防止対策を徹底すること
- 発熱等の症状等ある学生等は登校や活動参加を控えること
- 大学生等は飲み会を控えること

●各団体等に特にお願いしたいこと（特措法第24条第9項に基づく）

<高齢者施設・医療施設等への協力要請>

- 地域の感染状況に応じて、高齢者施設等の従事者等への検査を頻回実施すること
- 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること
- 面会は原則禁止することとし、オンラインなどを活用すること
- 職員の日々の健康管理を徹底すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと

<コロナ患者を受け入れていない医療機関への協力要請>

- 臨時転換型重症病床への医療従事者の出向について、可能な限り協力すること
- 隔離解除された方が引き続き入院が必要な患者の転院を受け入れること
- コロナ患者の病床を整備すること

<コロナ患者を受け入れている医療機関への協力要請>

- 救急医療をできる限り維持した上で、中等症病床を可能な限り増床すること
- 重症病床を有する医療機関は重症病床を可能な限り増床すること
- コロナ患者の受け入れに支障が生じる場合には、医師が延期できると判断した入院・手術を一時停止すること

<公共交通事業者への協力要請>

- 終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温の実施等を行うこと

## ●県内のイベントの開催について（特措法第24条第9項に基づく）

- 県外又は県内各地から参加が見込まれるイベントを自粛すること
- 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること
- イベント、催物等の開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期を検討すること
- マスクの着用、手指消毒、換気、大声禁止、会場での飲食制限を徹底すること
- イベント開催前後の直行・直帰を呼びかけること
- チェックリストを活用して自己点検を徹底すること

（<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>）

期間	5月16日～5月31日
人数上限	5,000人以下かつ収容率50%以下
開催時間	午後8時まで

令和3年5月14日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

岡山県感染症対策委員会 委員長 松山正春

### 緊急事態宣言を踏まえた岡山県の取組に係る意見書

3月末から全国的に感染が拡大し、近隣の大坂府や兵庫県などに対し緊急事態宣言が出される見込みとなる中、岡山県においても、4月15日から21日までの一週間の新規感染者数が300人を超える、第3波のピークと同水準になりました。

このため、県は、ゴールデンウイークを控え感染拡大に歯止めをかけるため、4月23日、新型インフルエンザ特別措置法第24条第9項に基づき、県民・事業者等に対し、4月26日から5月16日までの間、夜間の不要不急の外出自粛などを要請されました。

しかし、その後も感染拡大が続き、病床使用率がステージIVの目安である50%を超えるなど、県内の医療提供体制が崩壊しかねない状況となる中、県としては初めてとなる、岡山市中心部の飲食店に対する時短要請を行うなど、感染拡大防止対策を強化されました。

ところが、5月に入ってからも、岡山市と倉敷市を中心に新規感染者数は急増し、県全体で連日100人を超える、病床使用率が70%を超えるなど、いよいよ、県内も爆発的感染拡大のステージに突入しました。

県内の医療機関は限界に達しており、もはや入院や手術を制限せざるを得ないなど、一般医療への影響も出始めています。

本日、国が、岡山県を緊急事態措置区域に追加したことであり、県内の感染拡大に歯止めをかけ、県民の健康と命を守るために、県にあっては、一刻も早く、新型インフルエンザ特別措置法に基づき強力な対策を打っていただきたいと考えております。意見照会のあった「岡山県緊急事態措置」による県民等への要請は必要と認めます。

## 岡山県に緊急事態措置が適用されました

### ●飲食店等への要請（県内全域）

期間	令和3年5月16日（日）から5月31日（月）まで
対象施設	<p>【飲食店等】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く） 【遊興施設】 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 結婚式場</p>
実施内容	<p>（特措法第45条第2項に基づくもの）<b>命令、過料の規定あり</b></p> <p>○<b>営業時間の短縮</b> (通常20時を超える営業している店舗は営業時間を5時～20時までに短縮)</p> <p>○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を取り止める場合を除く）は休業要請</p> <p>○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）</p> <p>○アクリル板、パーテーションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置</p> <p>○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条第1項各号の措置</p> <p>（特措法第24条第9項に基づくもの）</p> <p>○業種別ガイドラインの遵守を徹底</p> <p>※結婚式場については、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう）で開催をお願いします。</p>
要請内容	

➢ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（特措法第24条第9項に基づく）

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間の短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類またはカラオケ設備の提供は停止を要請。

## 岡山県時短要請協力金（第2期） 緊急事態措置の適用により、一部変更しています

### 支給要件

- ※ 全てを満たすと
- 1 食品衛生法第52条に基づく飲食店または喫茶店の営業を行う店舗（テイクアウト、デリバリーを除く、カラオケボックス含む）（令和3年5月13日（木）以前から営業していること）
  - 2 要請期間中の全ての日において、営業時間の短縮（通常20時を超える営業している店舗が営業時間を5時から20時までに短縮すること）に全面的に協力すること（遅くとも5月17日（月）から開始すること）
  - 3 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等は休業（酒類の持ち込みを含む。）すること
  - 4 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること
  - 5 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

## 支給額等

1店舗  
あたり

5月14日・15日

<中小企業等(売上高方式)>

前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの 支給額
8万3,333円以下	2万5,000円
8万3,333円超～25万円未満	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高の3割
25万円以上	7万5,000円（上限額）

<大企業(売上高減少額方式)>

1日あたりの支給額： 前年度又は前々年度からの1日あたりの 売上高減少額×4割 ※上限額：20万円又は前年度もしくは前々年度 の1日あたりの売上高×3割の低い額
※中小企業等も大企業の方式を選択可

5月16日～31日 支給額が変更になりました

<中小企業等(売上高方式)>

前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの 支給額
10万円以下	4万円
10万円超～25万円未満	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高の4割
25万円以上	10万円（上限額）

<大企業(売上高減少額方式)>

1日あたりの支給額： 前年度又は前々年度からの1日あたりの 売上高減少額×4割 ※上限額：20万円
※中小企業等も大企業の方式を選択可

## 申請方法

受付開始：令和3年6月中旬予定

申請方法については、郵送及び電子申請により行います。

詳細が決定し次第、県ホームページに掲載します。



岡山県時短要請協力金HP

岡山県時短要請協力金



時短要請に伴う協力金の申請をされる方は、

- 店頭に、「時短営業のお知らせ」（様式は県HPに掲載）を掲示し、協力いただいた内容が確認できる「写真を保存」しておいてください。
- 添付書類として、前年度又は前々年度の確定申告書等、売上高の確認に係る提出書類が必要になる場合があります。※必要書類は、確定次第改めて公表します。

## 相談窓口

岡山県 時短要請協力金 コールセンター

TEL 086-226-7968 受付時間 9:00～17:00

(土日・祝日は休み ※5月16日(日)までの土日祝日は受付)



# 岡山県大規模集客施設協力金

要請にご協力いただいた大規模施設等に対して、協力金を支給します

## 要請内容

【要請期間】令和3年5月16日(日)から令和3年5月31日(月)

【要請内容】(土・日) 休業要請

(平 日) 通常午後8時を超える営業時間を、午後8時までに短縮

施設での酒類の提供(利用者による酒類の持ち込みを含む)及びカラオケ設備の使用を自粛すること(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設は、飲食店等への要請もご確認ください。)

【対象区域】岡山県全域

【対象施設】床面積1,000m<sup>2</sup>超の大規模施設及び同施設内のテナント・出店者等(飲食業を除く)

## 支給要件

※全てを満たすこと

- 1 上記対象区域内の対象施設であること
- 2 上記要請期間中の全ての日において、上記の要請に全面的に協力していること  
(※遅くとも5月18日(火)から開始すること)
- 3 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること
- 4 カラオケ設備を提供している場合は、当該設備の利用を自粛すること(※カラオケボックスを除く)
- 5 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

## 支給額等

	大規模施設	テナント・出店者等
支給対象	特措法第24条第9項に基づく時短要請を行った1,000m <sup>2</sup> 超の施設	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業者等
1日あたりの支給金額	「時短営業した面積1,000m <sup>2</sup> 毎に20万円／日」 × 「短縮した時間／本来の営業時間」	「時短営業した面積100m <sup>2</sup> 毎に2万円／日」 × 「短縮した時間／本来の営業時間」

対象施設や協力金の計算方法等については、国からの通知により詳細が決定します。決定次第ホームページ等でお知らせします。

## 申請方法

### 受付開始：令和3年6月下旬予定

- ・申請方法については、郵送及び電子申請により行います。
- ・詳細が決定し次第、県ホームページに掲載します。

岡山県時短要請協力金HP

岡山県時短要請協力金



### － 協力金の申請をされる方は －

- 店頭に、「時短営業のお知らせ」(様式は県HPに掲載)を掲示し、営業時間の短縮が確認できる『写真を保存』しておいてください。
- 添付書類として、床面積等の要件が確認できる書類及び営業時間の短縮の状況が分かる書類が必要になる場合があります。

※必要書類は、確定次第改めて公表します。

## 相談窓口

岡山県 時短要請協力金 コールセンター

TEL 086-226-7968 受付時間 9:00~17:00  
(土日・祝日は休み ※5月16日(日)までの土日祝日は受付)

## 緊急事態宣言発出を受けた県立学校における対応について

岡山県に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、5月16日(日)から5月31日(月)までの間、以下のとおり対応することとする。

また、市町村教育委員会に対しても県教育委員会の方針を周知する。

### 1 登校

- 多くの児童生徒が公共交通機関を利用して通学している学校などにおいて、通学実態に応じて、近隣の学校等との調整を図りながら、時差登校を検討する。

### 2 授業

- 授業は、感染症対策を十分に行った上で継続する。
- 学級閉鎖となった場合にオンライン授業に切り替えたり、一部の児童生徒が登校できない状況になった場合に授業配信を行ったりする。

### 3 学校行事等

- 校外での学校行事や教育活動は、延期又は中止する。
- 校内で行う運動会や水泳指導など感染リスクの高い行事等は、延期又は中止する。
- 保護者等を招いて行う行事は、オンライン等で実施するものを除き、延期又は中止する。
- 外部から講師を招いて行う活動や他校との交流等は、インターネットを介して実施できるよう、方法を検討する。

### 4 部活動

- 公式な大会等が控えている部以外については、活動を行わない。
- 公式な大会等が控えている部については、可能な限りの感染症対策を行った上で活動を認めるが、活動時間を長くとも平日では2時間程度、休日は3時間程度とし、練習試合や合宿は行わない。